

剰余金の配当に関する基準日設定公告

平成 29 年 3 月 13 日

株主各位

当社は、平成 29 年 3 月 28 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI いきいき少額短期保険株式会社
代表取締役社長 島 津 勇 一